明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四）　二
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五）　九
○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一六）　九

〔省　令〕

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通七）　一〇
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（同八）　一七

〔告　示〕

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二三、二四）　一六
○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針の一部を改正する件（国土交通五五）　一九
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（同五六）　三
○タクシー業務適正化特別措置法施行規程（同五七）　四
○道路運送法の規定に基づき運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域を定める件（同五八）　六
○道路運送法施行規則の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める件（同五九）　六
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関（同六〇）　七
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（同六一）　七
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同六二）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　二六

特殊法人等

中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二七

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二七

会社その他

会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第四五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行期日を平成二六年四月一日とすることとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一五号）（金融庁）

金融商品取引法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　情報伝達・取引推奨行為を行った者に対する課徴金額の計算に必要な項目の規定

金融商品取引法改正により、情報伝達・取引推奨行為を行った者を課徴金の対象とすることとしたことに伴い、仲介関連業務・募集業務以外に関して、情報伝達・取引推奨行為が行われた場合の課徴金額の計算において、「利得相当額」の算出に必要な「特定有価証券等の売付け等」・「特定有価証券等の買付け等」等の内容を定めることとした。（金融商品取引法施行令第三三条の一八～第三三条の二二関係）

2　犯則調査の範囲拡大

情報伝達・取引推奨規制違反等を犯則調査の対象とすることとした。（金融商品取引法施行令第四五条関係）

3　インサイダー取引規制の対象となる、投資法人の発行する投資証券の規定等

金融商品取引法改正により、投資法人である上場会社等の発行する投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象としたことに伴い、

㈠　不動産投資法人が発行する投資証券等をインサイダー取引規制の対象とすることとした。

㈡　⑴投資法人である上場会社等の業務等に関する重要事項で、金融商品取引法で定める事項に準ずる事項、⑵投資法人である上場会社等又はその資産運用会社による公表措置、⑶特定関係法人の範囲、⑷適用除外に関する所要の措置等について定めることとした。